

# 九分十二部教の研究（中）

——部派教權史論の一節——

美 濃 晃 順

## 第三章 三藏中の文献の批判

印度に於ける傳統釋家の記録は前章の如くであるとしても、これらの釋家以前の文献中には、果して如何なる意味に於て分教説が現れて居るであらうか。蓋し本研究に於ては重要な案件でなければならぬ。而して此に釋家以前の文献と稱するものは、主として經律論の三藏を指すのであるが三藏の完備するものはたゞ巴利語を以て傳はる錫崙上座部系のものあるのみで、北方の諸部派の三藏は、各部派の傳持本の極一部が、漢譯又は西藏譯として傳へられてゐるに過ぎない。梵本として殘留するものゝ如きは特に寥寥として居る。而して今は、これらの漢巴梵藏の諸傳を通じて、三藏中に加へ得ると考へられる聖典の中から、分教に關する文献を漁らねばならないが、努めておちなきを期しつつ、漸く左の三十八典四十二據を拾ひ得た（表中の▲印は前出經の異譯又は巴利本なる

を示し、×印は別部中に異本あるを示す、また参考記事は異譯異本の有無と分教記事の存缺を略示し、「施1」等の記號は後に略稱引用するために附す。

## I 經 藏

〔施1〕 長阿遊行經 (庚九・一四表) 四本共缺。四本は D. N. Parinibb., 佛般泥洹・及び次出二經。共に本經に出

づる位置に於て缺く。

〔長2a〕▲般 泥 洹 經 (庚一〇・三六表) 四本三缺。異本準前。次出、施2c 以外ノ三缺。

〔長2b〕 同 經 (庚一〇・四五表) 四本共缺。その位置になし。

〔長2c〕 同 經 (庚一〇・四七裏) 四本共缺。その位置になし。

〔施3〕▲大般涅槃經 (庚一〇・二四裏) 四本三缺。異譯準前。前出、施2aノ三缺。

〔長4〕 長阿清淨經 (庚九・六一表) 一本缺。一本は D. N. Pasadika.

〔施5〕 大集法門經 (庚一〇・六五表) 二本共缺。長阿衆集と D. N. Saṅgati.

〔中1〕 中阿善法經 (庚五・四表) 三本共有・參一。三本は次下に出づる、中2、中3、參考本は、中1。

〔中2〕 七 知 經 (庚一・一表) 準前。

〔中3〕 中阿心經(長七・二〇表) 二本共有・參一。二本は次出「中」及び「時10」參一は「譯1a」

〔中4〕 ▲意 經(長八・七四裏) 準前。

〔中5〕 中阿阿黎吒經(長七・六四裏) 一本有。一本は次出「中6」

〔中6〕 ▲M. N.—alagaddūpama(vol. I, p. 133.) 準前。

〔普1〕 雜阿卷四一・二〇經(辰四・三八表) 二本一缺。次本とS. N. 16. 6. Ovada.

〔普2〕 ▲別雜卷六・六經(辰五・三八裏) 準前。

〔增1〕 增阿卷一七・終經(辰一・七三裏) 一本有。異本は次經。

〔增2〕 ▲A. N. IV nip. no. 120. 準前。

〔增3〕 增阿卷二一・五經(辰二・二裏) 異本無・參一。參考本は「論4」

〔增4〕 ×增阿卷三・初經(辰二・六一表) 三本共有・參一。異本、參考本共前出「中1」に準ず。

〔增5〕 ▲A. N. VII nip. no. 64. 準前。殆ど全クが Puggalapaññati. IV. 8.(pp. 42, 43) に引かるゝが、何故か分教の記事のみなし。

〔增6〕 增阿卷四六・初經(辰三・三九裏) 四本共缺。異本は A. N. XI. 13, M. N. Gopāka(vol. I, pp. 220—224),

〔增7〕 增阿卷四八・八經(長三・五四表)

雜阿卷四七(辰四・七三裏)及び智度論卷二(往一・二〇裏)に引用するもの。

二本共缺。中阿牟犍群那と M. N. Kakachpana, (vol. I, p. 122f.), 'p. 5, 6' を參。

〔增8〕 A. N. IV nip. no. 6.

異本無。'𑖀𑖄𑖅' に全文引用せる。

〔增9〕 A. N. IV nip. no. 107.

異本無。'𑖀𑖄𑖅' に全文引用せる。

〔增10〕×A. N. IV nip. no. 186.

二本共有・參一。'𑖀𑖄𑖅' に準ず。

〔增11〕 A. N. IV. no. 191.

異本無。

〔增12〕 A. N. V nip. no. 73.

異本無。

〔增13〕 A. N. V nip. no. 155.

異本無。

〔增14〕 A. N. V nip. no. 194.

異本無。

〔增15〕 A. N. VI nip. no. 51.

異本無。

## II 律 藏

〔增1〕 五分 律(張一・三裏)

六本三缺。次出三本(存)と十誦・有部及び西藏傳有部律の三本(缺)、即ち廣律の存本全部。

〔律2〕 Vinaya Pitaka (vol. III, p. 8.) 準前。

〔律3〕 四分律 (列三・四表) 準前。

〔律4〕 僧祇律 (列八・二表) 準前。

### III 論藏

〔論1a〕 集異門足論 (秋一・九九表) 異本無・參三。中<sup>3</sup>、<sup>4</sup>及び<sup>10</sup>。

〔論1b〕 同論 (秋一・一〇七表) 異本無・參四。中<sup>1</sup>、<sup>2</sup>及び<sup>4</sup>、<sup>5</sup>。

〔論2〕 發智論 (秋五・五四裏) 一本有。次出本。

〔論3〕 ▲八捷度論 (秋六・七一表) 準前。

〔論4〕 Vibhāṅga (p. 294.) 異本無・參一。參は<sup>483</sup>。

〔論5a〕 × Puggalapaṇṇāti, IV. 9. <sup>489</sup>の全引文。

〔論5b〕 × " IV. 28. <sup>488</sup>の全引文。

一資料價的分類。右の中、成立の最も遅い論藏を且く措いて、出典として重要な位置にあるべき經律二藏の記録に對して、資料的價值の上から分類すると、ほゞ次の四類に分けることが出来る

であらう。

〔甲〕。漢巴兩傳が同部中に異本を有し、共に分教の記事を保つて居るもの。二種四本。

I 〔甲5〕とその異本 (〔甲6〕)

II 〔甲1〕とその異本 (〔甲2〕)

〔乙〕。漢巴兩傳存し共に記事を有するも、その所屬が別部の差をなすもの。二種七本。

I 〔甲1〕とその異本三 (〔甲2〕, 〔甲4〕, 〔甲5〕)

II 〔甲3〕とその異本二 (〔甲4〕, 〔甲10〕)

〔丙〕。漢巴相當本を缺くもの。

八本 (〔甲3〕—以上漢譯。増8, 9, 11, 12, 13, 14, 15—以上巴利傳)。

〔丁〕。漢巴兩傳存し、その異本中の一方にのみ記事存し他方に缺くるもの。

十四本 (長1, 2, 3, 4, 5, 相1, 2, 増6, 7, 雜1, 3, 4—以上漢譯。西藏譯。〔甲2〕—巴利傳)

四類の中、(甲)は最も資料性の強いもので、概念的には、分教に關する記事文はその經の成立當初より存したものと見做すを得べく、またその經自體も、その部傳(尼柯耶・阿含)の編成された時からあつたものと見做し得る。少くとも漢巴の一致が偶然でない限り、兩傳の分離した時代にまでその資料價值を保有することが出来るであらう。次に(乙)は、兩傳の所屬が部を異にして、一方が

中經聖典に屬するものに他方が増一聖典に屬するようの點で、甲に比しては稍々その資料性を殺ぐものである。即ち、最初教權聖典 (Āgama) 中に加へられず (若しくは當時存在せず)、單に註經の類として存在してゐたものが (若しくは新作されたものが)、後世に至つて教權聖典中に編入されるに當つて、甲の部派は中經聖典に編入し、乙の部派は増一聖典に編入したため、部傳互に所屬を異にする結果を招いたものであらうといふ想像が立ち (これは單に想像では無く、充分に學的論證をなし得るものである、後にその一二の例證を示す筈だが、詳論は別の機會で發表したい)、従つてその成立の年代的權威性の如きは、前者に比して可なり劣ることになつて來る。次に (丙) は、異本を缺くを以て記事の竄入性を直に確かむることは出來ないが、しかし經本自體としては、部派的製作性を有する疑がある。即ち、原始部傳の成立當初には無かつたものが、部派期に入つてから後、新作追纂されたため、甲の部派聖典には缺いて乙の部派聖典にのみ存するといふ如き、結果を生むに至つたといふ事實は、聖典史學の立場からして、屢々立證し得ることであるからである (後に實例の五三を説く筈)。しかし時には、當初原始部傳中に存したものが、後に至つて何かの事情で、或る部派では脱除したというようなことが存せぬでもない。これもまた聖典史學の上では、全然例のないことではない。少くともあり得ることである。さりながら今の場合は、丙類八本存して悉く漢巴の増一編に屬するものであり、増一編の聖典史的地位が、多分に後世の竄加追編を豫想せしめるものが

あるから、大たいに於ては、前二類に比して文献價の下るものと見てよからう。(予は元來四部聖典の成立を同時期におかうとするもので、時代は部派分裂以前阿育王前後、恐くは第二結集傳説の實質ではなからうかと想像し、現存の四部四阿含は部派期に入つて以後、部執的、若しくは部派教權擁護の目的乃至三藏確立後の聖典整理の要求に應じた、極めて大膽にして且つ多量な、聖典字句の改竄修飾及び統一と、新出聖典や古註經の追加追纂が加へられて居るものと考へて居る、これを立證する結集史傳の批判や聖典批判的例證乃至傍證論題の研究等にも多少の効を奏して居るが、此にその詳述を企てる豫猶のないのは遺憾である。けれども、本論文の隨處に於て、それらの點の幾分かに觸れることがあるかも知れぬ。兎に角この用意を背景として、今の丙類八本は、實質に於て可なり後世の、部派的聖典であることだけを、斷言するにはゞからない。たゞ此には、そのための論證を省いて居るので、單に前二類に比して資料性劣るとしか云ひ得ないのである)。最後に(丁)類、これも單に論理的には、記事を缺く方が後世の脱落であるともなし得られるが(また一般的にはそういう場合も存する)、しかし今此に指示せねばならぬ文献の範圍では、後世の竄改による記事の増加と見る方が穩當である。これは後にも説くように、記事の位置とその字句の性質が、強ち意識的でなくとも、傳承の間模倣的にも、不知不識の間に加へ得るものであるからである。それで價值は四類の中で最も下り、若し分教發生の理由や年代を見る資料に供すとすれば、全然除去してよいも



のである。

(二)資料の聖典的分野。今の全文獻を經律二藏に配當すると次の如きものになり、若し(丁類)を除くとすれば律藏は全然記録を持たず、經藏四傳五部の中では僅かに中經編と増一編のみとなる。この事實は、分教發生の研究上には、まづ概念的に重要なる暗示を與へる筈である。

律	經相			
	雜	增	中	長
甲		1		1
乙		2		2
丙		8		
丁	3		2	1

表には異譯異本は合して一單位として示せり。また中増に出せる乙類は、單位としては合して2となるべきも、表は部編を主とするを以て重出したり。前の資料價表を参照せよ。

(三)資料の一般的批判。これらの資料が如何なる目的の下に使用され、また如何なる様式に於て記述されて居るかは、頗る注意すべき問題であるが、今はそれらの問題に入るに先達つて、まづ一般的な立場から、資料の全體を一瞥して見よう。

[A]と[B]。分教が記録せられる主要な目的となる問題は、一教法の究知學習と二教法の多聞傳

承である。たゞ後に「X」の記號を以て示すもの、中には、多少他の問題に觸れるものも存するが併しそれは餘程後世の竄改文であることが知られるし、また資料價も(丙・丁)二類を出ぬからして、始原記録の主要目的を探るには、全然除去して差支ない。それで今は、始原記録の目的として、この二類を示すに止めておかう。而して此には、その一の方を「A」と記號し、二の方を「B」と呼ばう。

然るに實際上には、教法の究知學習「A」を離れて多聞傳承「B」が出来ないからして、資料としては「B」だけが獨立して現れることは殆んどなく、多くは「A」若しくはその系統の問題と關聯交錯して記されて居る。それで且らく、この記號は經律二藏の資料に加へず、單に基本型式という意味で付しておきたいが、實のところ集異門足論の中の二つの資料が、偶然にも典型的にこの二つの型式を示して居るし、かつ討究の歸決としては、この二つの論文型式が、やがて分教記録の始原的な型であることが知られるからして、今は假定的にその二文を、「A」と「B」とに當て、おかう。而して二文の要領は、まづ前者「A」は、理想的修道者の資格として七妙法(七知・七善人法ともいふ、後に詳説す)を得ることを擧げ、その第一知法の下で、知法とは謂く如來の教法を了知すること、「法とは」謂く契經乃至論議なり(譯1b)と釋するもので、分教は即ち教法の内容として示されて居る。次に後者「B」は、やはり修道者の心得を説くもので、その中に多聞を擧げて、多聞とは多

正法を聞くなり、多正法とは謂く契經乃至論議なり、この諸の法を聞く故に多聞と名く(謬)と釋し、同じく分敎を敎法の内容として擧げて居る。それで「A」をば假りに「知法型」と名け、「B」をば「多聞型」と呼んでおかう。

因みに多聞正法に就て一言しておきたい。こは佛滅後の敎團に於ては、單に個人的修養の主要題目であつたのみでなく、寧ろ敎團の統一を計り思想の惑亂を防ぐためにも、大切な標幟として立てられた言葉であつた。即ち、敎團として認められたる敎説を、字句言辭のまゝに固定的に暗記傳承せしめて、以て異解異端の出づる餘地を少からしめようと企てたのである。従つてこの勸獎は、敎團が平穩に推移し得た時代よりは、更に分裂割據したいはゆる部派時代に於て、より重要な役目を持たされた問題である。それで現存の四部四阿含等の聖典記事に徴して見ても、古典と見るよりは新出追編と見得る聖典中にこの記事多く、中には全然これが勸獎を目的として、或は佛説に托し或は註經の形にて、新作されたものも存するのである。また一面に於ては、古聖典の字句をば改補竄修して、この問題に觸れしめたものも頗る多い。これらの事實は、何れ次下の論攻に於ても指示抉判するところがあるであらうが、聖典史學の方法論からいつても、特に今の分敎資料の書史學的批判の上からいつても、重要な基礎概念として、茲に讀者の注意を請うておきたい。次に、

〔A〕。これに屬するは中阿善法經(中1)・七知經(中2)・增阿卷三三初經(增4)・A. N. VII. 64(增5)

の一系四異本で、資料價としては(乙類)に屬し、記事内容としては前項の集異門足論の「A」文、即七妙法の解説を骨子として、これに多少の修飾を加へたに過ぎない(内容に關しては後に詳しく別論す)。それで記號もダツシユを附して「A」<sub>1</sub>としておいた。従つて分教の出典様式は「A」に同じく、法を知る、「法」とは「修多乃至吠達羅なり」(dhammam janāti:suttam……pe……vedallam)となつて居る。「知法型」の純系である。猶ほ般泥洹經の一文(迦2a)と大般涅槃經の出典(迦3)とは、この七妙法が加つて知法の解に分教を記して居るが、しかし涅槃の諸異本中(異本は出典表の備考を參)でその法數段(七法六法等と法數類聚の説法記事ある一段)に七妙法を加へるのはこの二本のみであるから、これが後世の竄改なることは秋毫疑ひがない。それでこの二本の記事は、型式としては今の「A」に加へてよいようであるが、實質としてはその應用的竄改であるから、價值遙かに下ることいふまでもない。よつてこの種の資料には別に「A」の記號を加へ、「A」<sub>2</sub>としておく。但し大般涅槃經の方は、單に知法に對してのみでなく、七妙法の各項に對して分教を關係づけて記して居るからこの點では般泥洹に比べて更に轉化があるといはねばならぬ。それでこの方の記號は、もう一つ下位に下して「A」<sub>3</sub>としておく。因に般泥洹は此には單に佛十二部經といひて分目舉出せざるも、その竄入の目的點が(この點大般涅槃も同じ)、正法可住の方法となつてゐる。即ち遺法傳持永久存法の教權擁護思想に關聯することは、大いに注意を要することと思ふ。

〔A<sup>1</sup>〕。これに屬するは増阿卷一七終經(經1)とその巴利本たる A. N. IV. 102 (經2)の一系二本で、資料價(甲類)、内容は後に詳説する如く法の完習を勸むるもので、「知法」に對しては傍系たるべく、よつて記號にニダツシユを與へ「習法型」と名けておかう。出典様式は、法を完習す、「法とは謂ゆる」修多乃至吠達羅なり (dhammam pariyāpuṇāti: suttam. . .) となつて居る。やはり分敎は法の内容として出て居る。猶ほ漢譯の方は學習が高聲誦習となり、善諷誦讀とか典人説法とかの言葉が混じ、巴利本とは頗る變形して居るが、これは漢譯の方が後世の竄改で、巴利本の方は出典様式としても他に比して比較的に古位にあるように思はれる。また巴利本はその殆んど全文が人施設論四法第八項 (puṅgalapaṇāṭṭi pp. 42, 43. 次下この譯名を用う) に引かれて居るにも關はらず、何故か論文には分敎の記事が缺けてゐる。ところが不思議なことには、出典資料の(經9=A. N. IV. 107.) は、殆んど今の巴利本と同じ記事で、たゞ前本に譬喩として四種雲喩 (cattāro valahakūpaṇā) を用ひるに對して、後本は四種鼠喩 (cattāro musikūpaṇā) を用ひるだけの異である。それでこの二本中の何れかゞ先出で他は模作と見られるのであるが、雲喩の方は漢譯本を有して資料としても(甲類)に屬するからして、これを先出と見ることが妥當であらう。よつて後本を記號づけて〔A<sup>1</sup>』〕としよう。ところでこの後本〔A<sup>1</sup>』〕もまた前本と同じくその全文を人施設論の中に引かれて居るが(經5a)、それには分敎記事も出て居るからして、後本を更に應用した意味で〔A<sup>1</sup>』』〕としよう。次に、

〔AB〕。これに屬する資料は中阿心經〔中3〕・意經〔中4〕・A. N. IV. 186(罽10)の一系二本で、資料價(乙類)、法に對する四句偈 (catupadagāthā, 知法・知議・趣法・向法して歩むこと、後に詳説す)を説いて多聞比丘の心得とするもの、正しく知法多聞の〔A.B〕二型を併用したものであるから、記號も〔AB〕とした。爾餘の諸資料は、最も價値の劣る〔X〕を別として、殆んどこの型を受けて應用轉化したものゝみである。これ前に云つた如くに、知法と多聞の關係から考察しても、まことに當然なことであらう。出典様式。漢譯∥我が説くところ甚だ多し、謂く正經乃至歌詠なり(中3)・巴利∥*Bahu kho bhikkhu mayā dhammā desitvā suttaṃ……pe……vedallāṃ. 〽〽*にも分教は教法の内容となつて居る。次に、

〔AB〕。これに屬するは中阿阿梨叱經(中5)その巴利本たる中部蛇喻經 (*Alagaddūpama-s.* 中6)の一系二本で、資料價(甲)なるも、種々の點より考察して始原性の薄い記録で、寧ろ〔AB〕のようなるものを應用して學習態度に四句分別を行つた、いはゆる阿毘曇風な註釋が出来、それが本文中に加つたものかと想像出来る。それで記號は〔B〕とした。何れ詳細な論考は後に企てる。猶ほ增阿卷四八第八經(罽1)の典文は頗る今の二本に類型で、而も經の結構全體までが同質であるところによれば、その間模作的關係があること明かである。それで〔ABW〕と記號する。猶ほ以上の諸資料に就ては、後に別種の精研を加へる筈である。次に、

「*AB*」。これに屬するは A. N. IV. 6.(*增8*)で、資料價としては(丙類)に屬するけれども、内容は「*AB*」をそのままに材料として、多聞少聞の四句分別をした純然たる阿毘曇である。猶はこの全文は人施設論の中に(*譯5*)引かれて居るから、それを「*AB*」としよう。

「*ABY*」。これは「*A.B*」系を抱擁する點で「*AB*」と質を同じくするが、しかし「知法」「多聞」が更に進んで、a 上座傳聞・b 爲他說法・c 誠說諍論等の問題に轉化應用されて居るものである。それを假りに「*Y*」字で示して「*ABY*」を附した。中に就つ「*ABYa*」になるのは A. N. IV. 191(*增11*)で、資料價(丙類)、出典様式、法を完習す、「法とは即ち」修多乃至吠達羅なり、彼其の諸法を傳聞じ(*sotānugata*)云々とあり、内容、傳聞に就て四種の利益を擧ぐる阿毗曇經、要するに當初佛世の化儀に習つて説かれた「多聞」の用語が、後上座敎權の確保に伴う特殊の事情で、「傳聞」といふ言葉に位置をかへられ、これに功德を附して上座尊重の勸獎資されたものであらう。その成立も恐らく部派内に於てのことと信ずる。次に「*ABYb*」に當るは A. N. V. 155(*增13*)で、資料價同じく(丙類)、正法衰損の五法と興隆の五法とを擧げて、傳統相承の尊重すべきことを示す目的らしい。従つてその成立の事情や年代も、前者と相接するものがあると思う。五法とは法の完習やその所習の法を他の爲に廣説する(*Vitharena desenti*) ことに關するものである。出典様式は前に同じく「習法型」である。猶ほ A. N. VI. 51(*增15*)は、聞法傳持に關して阿難と舍利弗の問答する記録であるが、經の結構は今の正

法興隆の五法(即ち前者の後半)に巴利本の放牛經(A. N. XI. 18 及び M. N. Gopaka-s. の二本あり)の第六諭の、多聞傳承せる持法持律持本母の比丘の然るべき時に近づきて問訊し質難す、という一句を應用案配したに過ぎぬものゆゑ、明かに前者に倣つた模作經と見てよい。それで記號は「ABYb」となる。しかし、この經が放牛經を應用して居る點で、新作聖典の現れる過程に、一種の様式を示すことになり(この種の方法による新作聖典は、特に巴利増支部に於て甚だ多い、そしてその素材となり根據となるものは、大ていは相應部中の新經と思はれるものである)、ひいては前出 a・b 二經の新出過程を判する上にも、一つの暗示力(固より具體的方法を示すというではないが)を與へることになると思ふ。次に第三様式である「BYc」に當るのは、雜阿卷四一・二〇經と、その異本である別譯雜阿含卷六・六經の一系二本である。資料價は(丁類)で、多聞知解に關する佛世の弟子の諍論を誡むるものであるが、これの巴利本には分教の記事が見れてゐない、其他本文研究上のいろ／＼な點から眺めて、この記事の竄入たるは明かである。さりながらこの種の竄入が、滅後の遺法傳承と教團統一の問題に關聯することの多い點から考へて、弟子諍論を説く本經中に、この竄入の存するは寧ろ當然であらうと思ふ。次にこの a・b・c の三系を合糅した「ABYabc」と記號すべき典文がある。それは長阿遊行經(迦一)と般泥洹經の一文(迦三)及び長阿清淨經(迦四)の三典で、これには何れも異本が存するが(資料出典表を見よ)、對比檢覈してその竄入たることを證するは、



極めて容易なことである。さりながら、その竄入の目的に於ては、頗る注意すべきものが存する。即ち共に共和勿生諍訟乃至於此法自身作證の佛最後の訓誡の一段に出で、(遊行と泥洹の本文的位置には異あり) 切に滅後正法の永住と教團の平和を念じつゝ、大悲矜哀の涙の注がれる點であるから、遺法を奉ずるものとして至情盡く能はざる經文である。こゝへ佛陀言教の十二分教を挿んで、此れ自身作證の法なりこれ教團和平の契點なりとすることは、教權論の形式的立場より見て、如何にも當然なことではなげねばならぬ。これ、この典文がたとへ後世の竄入にもせよ、分教の性質を知らうとするには、極めて重要な資料となること勿論である。次には、

〔X〕。これに擬しようとするのは、實は發智論及びその異譯八韃度論の典文である(譯文)。蓋しこれにあつては、直接には知法にも關係せず多聞にも關係せず、單に佛教とは何ぞやとして、その内容として分教が示され、その佛教とは後に論ずる如く佛陀の語言と譯すべし Buddha-bacanaḥ の譯であり、用語としても記事様式としても從來陳べたものとは頗る越きを異にして居る。用語としては九分教の原語が *nava-anga-buddha-vacana* (十二分教は *dvadasāṅgabuddhavarṇanā*) とする方が *śāsanā* (Sk. *Sāsanaḥ*) とするよりも古い點から見て留意に價し(この理由後に説く)、様式の點では分教が分教自體を目的とする記事となつて居るので(他は後にいう如く、教法とゆう語の註釋形式になつて居る)、そこに分教の古義や發生因等を知る上に、重要な暗示があると思はれる。何れ詳しい

ことは、次章で巨細を盡すつもりであるが、兎に角今いうやうな視點に於て、假りに「X」を記號しておく。最後に、

「X<sub>1</sub>」。分教の意味が餘程轉化し一般化されて、殆んどその當初の意味を失うたであらうと思はれる時期に、いろ／＼な場合に轉化轉用したと思はれる出典を指す。これは別に詳説するまでもなく多少聖典史眼を備へたものには、一見してその性質を知り得るやうなものゝみである。概列すれば次のやうなものになる。

「X<sub>2</sub>」。大集法門經(長<sub>1</sub>)。資料價(丁類)。異本に存せぬと、その性格から見て竄入たるは明かである。即ち「佛宣説するところ、謂く(十二分項目を出す)是の如き等の法」とするのであるが、これは後世經句中の「佛語」「佛法」等の語句の間へ、殆んど無意識的に、若しくは習慣的に、分教の項目若しくは十二分教等の法相稱呼を追挿したものらしく思はれる。多數の聖典に對して、本文の比較研究を加へて居ると、この種の竄入形式を盛んに發見し得る。

「X<sub>3</sub>」。僧祇律(論<sub>4</sub>)。資料價(丁類)。律序の中にあるのであるが、この律序は有部系の律藏には缺けて居る。のみならずその内容から檢しても、どうも部派期に入つて以後の新作追加と見るがよいやうである。而して五分・四分・巴利本には存するけれども、それらは過去七佛を説き、法律共に七佛通存の化儀であることを主張して居るが、この律だけはそれを云はない。かれこれ思へば、律

序全體の竄補性は明かである。猶ほ出典様式は佛教法の内容としてあること、前の大集法門に異らなす。

[Xic]。五分律(律1)・巴利律(律2)・四分律(律3)の一系三本。資料價(丁類)。律序に出で過去七佛の教法の内容として出づ。ほゞ前に準じて判じ得。

[Xid]。A. N. V. 73.(註12)。資料價(丙類)。法を完習す、「いはゆる」修多乃至吠達羅なり、終日を経過し乃至是を比丘完習すること多くして如法住ならず云云といへる四句分別の阿毗曇經である。増支部中に存するこの種の阿毗曇の成立の遅るゝは勿論なるも、更にいはゆる如法住とは普通に法住を譯するゝ Dharmatīṭha を原語を異にし、Dhamma-vihārin であり、佛陀言教の如くに生活をするという意味らしいが、恐らく後に詳評する Dhamma-anudhamma-paṭipanno (如法隨法に行す)と同質の語なるべく、或はこの語が予の知れる範圍に於て、増支部以外に見當らざる點より考察すれば可なり後世に出來た熟語だらうと考へられる。兎に角經自體としても、決して古いものは云はれなす。

[Xie]。A. N. V. 194 (註14)。資料性(丙類)。カトラーナパーリ梵志がピンギヤトニー梵志より佛陀の威徳を聞いて歸佛することを説く經、九分出典の様式は他に類例のない形で、かの尊者瞿曇の法「いはゆる」若しくは修多若しくは祇夜若しくは毗夜迦羅那若しくは阿浮多曇磨を聞か (tassa

photo Gotamassa dhamman suṅgāti yadi sutaso yadi geyyaso yadi veyyakaraṇaso yadi abbhuta dhammaso) 等とあり、記述瞿曇法の註形であるだけに、分教記事が有つても無くても意味に支障なく、且つ直ちに佛陀自身の說法様式として分教を示すは妥當の感が缺け、殊に九分の全體を示さず終るは一聯記述の原旨に悖る(分教は中略して示すことは可能であるが、部分として示されることは絶對にない、常に全項目が一聯して記述されるのがその約束である)等、どう見てもこの典文には無理がある。それで分教の意味が可なり轉化した時代の産物であることは疑ひない。否それのみでなく、この經の中にはカーナバリーの歸佛の歎稱があり、udānam udānesi (歎頌を叫ぶらく)として、彼の世尊應供等正覺者に歸命し奉るといふ優陀那一句あり、優陀那文學としてはやはり變則的な感じのするものである。かれこれ案じて、この經自體の後期にあるを知られよう。

〔XIV〕 般泥洹經の第三文(迦<sup>20</sup>)。資料價(丁類)。四阿含結集の記事を承けて、之を書寫する意味で佛の十二部經(分目擧出せず)を分別書寫すと書いて居る。涅槃經の終りに結集史傳を記載するは律傳の影響による竄加なること明かなるも、しかし分教が書寫の對象として見ゆるは、三藏中の聖典では珍らしい(大乘聖典の中には屢々あり)。とはいへ十二部經が直ちに聖典であるとするのでない。やはり分教即佛話の意味で、これを四分して四阿含とし、以て書寫の對象に用ひたること、分別書寫が十二部經と四阿含にかゝつた言葉であることに明かである。よつてかゝる甚しい分教義の

轉化にあつても、猶ほ且つ分敎が直に九部帙乃至十部帙の聖典であるとしてゐぬことに、研究者の注意を向ける要がある。これは後世にやがて、分敎即三藏の思想を生む根源である。

[X<sub>6</sub>g]。増阿卷四六・初經(譯6)。資料價(丁類)。他に異本が四種もあつて、何れも分敎記事がないことは、既に出典資料の備考で記したことだが、以てこの典文の竄入たるは些疑を止めぬ。竄入位置は放牛十一喻中の第七安穩處(雜阿止處・智論所宣處・巴利二本 P<sub>1a</sub>)の釋中である。その、佛遺敎の法歸依 (Dhammapatisarana, 出涅槃諸本)を奉することを先主概念とし、その法の註釋として習慣的に分敎を記したものであることは、容易に知られることと思ふ。尙ほ巴利本の第五喻 dh<sub>1</sub>ma の下に、聞くところ習ふところの法をより多く廣説して説かずと云ひ、同第六喻 t<sub>1</sub>ha の下に、多聞傳承せる持法持律持本母の比丘云々と云ひ、また雜阿本の第八渡處喻に、修多羅毗尼阿毗曇を知らず乃至諮問請受す等といへるものと、今の竄入文と、その内容甚だ類似するから、或はその三藏を云ひ聞習の法をいう部分の訂改かとも思へるが、しかし仔細に檢すると、喻顯の趣旨も異なるし(即ち今は専ら歸依安穩處として遺法を指示す)、かつその改竄位置もそれらの喻點と異つて居る。蓋し三藏等と十二部經とが、その聖典文學内に於ける用途の異なるものあるを知る上に、一つの參考にならうかと思ふのである。しかし今は單に留意に止めておかう。

[X<sub>7</sub>h]。増阿卷二一・五經(譯3)、資料價(丙類)と、分別論(Vibhāṅga, 譯4)の二。まづ増阿本から

檢するに、これは四辨(四無碍 catupatisambhida)を説く法相經で、分教はその第一法辨(dhamma-patisambhida)の解釋中に現れて居る。然るに法辨に分教を關係づくるは、次の分別論と本經あるのみで、他に絶對にその例がない。それもその筈、元來四辨は佛徳を讚する法相として、可成なり後世に出來たものであり、部傳の中では卑見の限り、増一阿含に今の一回増支部に三回(A. N. vol. II. p. 160, III. 113. 120)見ゆるのみであり、雜部中の無碍道論(Patisambhidamagga)が出來るに至つて、漸く盛行するようになった法相である。而して、予の見解によるときは、増阿增部中のものすら、後世の追纂を豫想せしめるのであるが、しかし今はその點にまで觸れず、たゞ法辨とは元來、現象諸法に於て超然たる自由力存して、その束縛を受けざる佛徳に稱したもので、決して教法を自由陳べるとゆうやうな意味でない、漢譯の文字の如きも、辯とあるものは間違ひで正しくは辨に造らねばならぬのである。この事實は今の増阿の典文中でもよく明らめられる。即ち典文には、云何法辯〔辨〕となす、十二部經、如來の説くところのいはゆる(分教項目を出す)及び諸の有爲法・無爲法・有漏法・無漏法なり、諸法の實は沮壞すべからず、總持すべきところのもの、これを謂ひて名けて法辯〔辨〕となすとあり。文脈やゝ混亂があるものゝやうだが、特に教法たる十二部經と自然法たる有爲法等とが一連さるゝことは解し難い。法辨自體の釋としては、諸法の實は沮壞すべからず、〔これを〕總持すべきところのものといふ二句に收まるべきも、それ以前の釋はその諸法といはるゝ

ものゝ内容になるのであらうが、この點では沮壞すべからずの語に應へて自然法だけに限るが正しい。兎も角こゝから佛所説十二部經の一段を竄加として抜き去れば、文意も通ずるし四辨の古義にも叶うことになる。それで四辨に分敎を附することの牽強なること、またこの典文の竄入であることは、もはや疑のないことゝ信するのである。次に分別論の典文を見るに、第十五章無碍分別 (Paṭi-sambhida-vibhāṅga) の經配分 (Suttantabhāṅganiya) の中に出て居るが、實は一般的に四無碍の論題の終つた後に(自然法に關係せるもの)、附加的に今の典文の一段が現れて居る。また文學形式から見ても、ごうもこの一段は餘分のやうに思はれる。即ちその記事内容を檢するに、上部の正釋では常に義無碍 (attha)・法無碍・辭無碍 (nirutti)・樂說無碍 (paṭibhāṅga) となつて居るのに、こゝには列目ではその順序を取りつゝ、説明では態々法無碍とは何ぞやという疑難を提しておいて(是の如き様式は上部の釋に全然なし)、まづ法無碍から釋して、茲に比丘あり法を知る、「いはゆる」修多乃至吠達羅なり、これを法無碍といふ、と記し、次で他の三無碍を順次釋して、全部この敎法に關係づけて説明して居る。これ明かに、この一段だけが法をば敎法と解して、上の自然法とする場合に補うたものであり、論本の校刊者リス・デヴィズ夫人 (Mrs. Rhys Davids) もこの點に留意して、本段と前段との間に一行の空行を造つて區別して居る。然るに四無碍を敎法に關係づけるは古義でないから、この方法の誤つて居ることは勿論である。ところで、この論の成立を餘ほど後期に下せば別と

して、普通考へられる如くに、世紀前の産物とすれば四無碍の轉化は少し早過ぎる感がある。よつて仔細に檢するに、この論の内容は可成り動搖があるものと思はれる。即ち木村博士も指摘された如くに(阿毗達磨論書の研究)、まづ人施設論との關係に於て注意せられるが、更に經配分と論配分(Abhidhammahājanīya)と質難分(Paṭhipucchaka)の三分組織を基礎とする本論の原形が、存本に於ては可なり破壊を受けて居て、現に今の典文の如きも、その上部の經配分が、各分の下で取扱はれて居るにも關はらず、これだけが各分の下で見えてゐない。それでこれらの點から見ても、本論の原形に動搖のあることは事實であつて、この限り多少の竄改補入も認め得ることになる。よつて今の典文の一段は、恐らく後世の竄入であると決してよいと思はれる。寧ろそうする方が、四無碍の古義に照しても、またこの典文が他の論配・質難二分に現れてゐないことに徴しても最も當を得た觀察だと思ふのである。

以上全資料の一般的批判をしましたが、これによつて次の諸項を斷案し得る。

(四) 分教の性質と出典様式。分教の性質は轉化轉用の場合を除いて、悉く法(dhamma, dhama)の内容として示されて居り、その法とは佛教(佛語 Buddhavacana)若しくは佛所說(Buddhena desitā)としての法、即ち教法のことである。まゝ漢譯の中には各項に經字を附し、若しくは總括して十二部經と稱するものもあるも、これらは寧ろ譯者の意樂に出でたる意譯であつて、これを以て直に九部



帙若しくは十二部帙の聖典の義に解するは絶対に妥當でない。また新しい竄改文の中には、分教に對して書寫讀誦をいふものも存したが、しかしかゝる場合でも、九乃至十二種の別部個帙の聖典とするのでなくて、單に佛語を記したるもの、聖典若しくは三藏といつた、廣義の佛法の意味で轉用したものである。従つてその場合は、分教は聖典の代名詞に過ぎぬので、決して固有名詞にはならぬのである。それで傳統釋以前の文献にあつても、やはり分教を以て古聖典等の固有名稱とする場合が絶対にない、ということが云へるのである。次にこの教法としての分教が、ごういう風に記されるかというに、主として二つの様式があり、またその記述の直接目的を示す關係語にも二様ある。まづ表出法の二様は、一は主記型で、發智論が佛教とは何ぞや、契經等これなりとする如く、分教そのものを示すを以て典文の主要目的とするもので、この方法は轉化したものには不純な形で見得るけれども、價值ある文献では一つも見當らぬ。二は註釋型で、分教が教法の形容句として現れるもの、即ち原文で示せば、*Dharmam jñāti : sutam.....pe.....vedāham*、直譯すれば、法を知る。修多乃至吠達羅。となるが、修多以下は文法的にいへば法の形容句、意義から云へば註釋で、意譯をすれば、本句と釋句の間へ「その法とは」「即ち」「所謂」等の助譯を加へる必要がある。(即ち漢譯で謂の字を用ひて記すものは皆原文の形容句なりしを示すもの。)それで分教の一連は、若し竄入しようとするならば、文體の訂改等の世話はなく、極めて容易になし得るものである。この點は如來十

號の一連したフレーズに似て居る。次に關係語としては、大部分は「知法」及び「習法」即ち *janati* (*sk. jñati*); *pariyāpanāti* (*Bsk. paryavāpnōti, sk. paryāpnati*) で出て居るが、固よりこの二は同質の言葉であるから一系と見徹し得る。而してこの他に、量としては極めて少いが、言葉の質も異り、かつ出典としても古位にあるものに、「聞」(*sunāti; sk. śrīnōti*) を基礎とする「多聞」(*bhāṣṣuta; sk. bahūśrūta*) の一系があり、合せて二系三語が、關係語の基本的なものと云ひ得るのである。この三語が大たい、始原的な分教記述の目的の「何のために」を示すものである。しかし分教の意味や用途が、次第に轉化轉用される時代になると、傳聞・讀誦・廣說・思惟・受持・流布・書寫・稱量・如說修行等のいろ／＼な問題の目的物となつて居る。

(五) 出典經本の文學的形態。出典には大たい、(一) 多聞傳承學習研究乃至教團の維持正法の久住等の諸問題を中心とする經典と、そうではなくて、(二) それ以外の問題を記述するを目的としたものが存する。この中(二)の方は、その範圍形式ともに多方面であるのと、かつその形態論が本論に於ては殆んど必要のない關係とに於て、此に取扱はねばならぬ必要はないのであるが(また資料價値としても殆ど丁類のみであり、記録性も後世の窺入なることが、直に斷定出来るもののみである、即ち長阿諸本・雜阿諸本・律藏諸本・人施設論及び增阿中の *ṣṣ. 14* がそれである)、(一)の方は經自體の目的がほゞ一定するために經の形態にも範疇があり、従つてその點を検することによつて、分

敎發生の主要目的若しくは分敎の始原的意義などを知る上に、ある種の暗示を受けることが多いのであるから、これを文學形態の上から檢することは、可なり効果のあること、考へられる。而してこれを分類すると、資料價(乙類)にある「A」の一系四本は、七妙法を主題として傳承尊重を説かうとする毗曇型(abhidhamma; sk. abhidharma)。「A」の二本(甲類)及びこれを應用して出來た「A<sup>w</sup>」(丙類)とその所引本たる「A<sup>v</sup>」の一系四本は、四句偈を標準として習法の態度を評隲した四句分別式の阿毗曇型。「B」の一系三本(乙類)は、次下に詳評する如く古偈を註釋した多聞を主とする法要習得の勸説經で明かに註句型(Niddesa; sk. Nidesa)。「B」の二本(甲類)とそれを應用して出來た「B<sup>w</sup>」(丁類)の一一系三本、これは全經としては放逸比丘の自由思想に關する敎誡で、説法型(Pariyāya; sk. Pariyāya)に屬し、從つて寧ろ(二)の方に屬せしむべきものであるが、その中竄入部分と考へらるゝ(後に指示すべし)分敎出典の部分は、受持解義に關する四種態度をいふ四句分別の部分は、經としても主要部であり文としても普通の竄入文とは異つて、殆ど「B<sup>w</sup>」の全經を拉し來つた觀のある長文で、この點では毗曇型と説法型の混用形式といはねばならぬ。その他(丙類)に屬する「B<sup>v</sup>」とその引用たる「B<sup>w</sup>」は「B」をそのまゝ材料とした少聞多聞を四句分別する毗曇型。「B<sup>v</sup>」の a, b, b' の三本は、何れも「B」を主材として態々作つたと思はれる、四法又は五法を數へる法相分類式の毗曇型である。かくの如くに見て來ると、分敎關係の聖典で比較的權威のあるものゝ殆

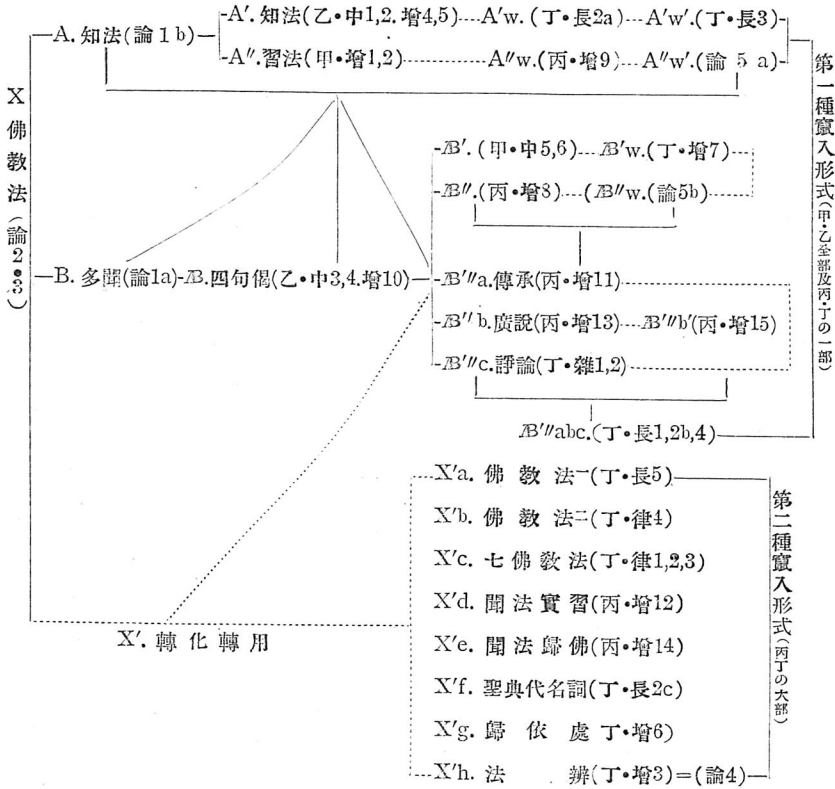
んごが、毗曇型に屬するのであつて、これを前にいつた、聖典分野としては中増二部傳の範圍を出でないという問題と併せると、そこに研究上のある視點と暗示を得ることが可能であらう。

(六)出典の成立及び竄入過程。前の一般的批判から得た資料性に對する概念は、出典の成立、若しくはその記録部分の竄入した過程に對して、ある系統的な形式のあることを示すのである。而してこの形式は、大途二様になると思はれる。その一は特殊の目的の下に意識的に竄入改補若しくは創作されたもので、他は文飾上の形式からして、意識的な目的なくして、慣行的若しくは模倣的に竄加されたものである。まづ第一形式から述べると、これが過程の背景に於ては、殆ど滅後教權の維持を念とし、正統教權の傳承、傳道精神の喚起、同侶諍論の抑壓、教團分列の妨止等の目的とした、教團長老の苦心が髣髴して居る。而してこの種の配慮と問題は、滅後日淺い時代には、主として僧伽の生活的方面、即ち律藏に關して繁忙を見、漸く日下るに従つて思想的方面、即ち法藏へと轉化したるは、大體の經過に屬するのである。殊に教團の分裂は、その初期多く律事に因を發するも、最も盛行されたる時代は、寧ろ思想の自由に據ると云ひ得べく、四部四含等の法藏中に、これを主題とした改竄の起つた時代も、ほゞこの後期にあると見得るは確實である。蓋し在世近き日は、猶ほ教徒に佛陀の人格が直接影響し、教團また宗教的緊張を帯びたるは信せらるべく、加ふるに阿毗曇の學風未だ幼稚に、思想また淳朴であつた時代としては、遺教維持と教團統一の主點を主とし

て外形的な規律の方面に求めたことは、寧ろ當然な事情であらうし、而して時代稍轉じて佛陀の直接的人格薰化の益が漸く薄らぐ頃には、教徒の紀綱漸く弛いで、もはや敎團の清規もその權威欠け、そこには却つて時處縁によつて動すべき性質にある形而下の律條よりも、律條によつて生ぜなければならぬ思想的原理(戒體論)の探求が——敎權脱化の上よりも、また一面辨證的立場よりしても——問題となり、漸く敎團の趨向は思想的方面に轉廻し、此に思想的方面自體の趨勢と調和していはゆる阿毘曇文學の大成となつて來る。これまことに、當然の經過と云はねばならぬ。而もそこには、敎團の分化作用が不斷に並行せられることゝ、これに對する上座長老の苦心の存せしことゝは、遂に見逃してはならない史實以上の史實であらう。かくてこれが對策としての聖典の改竄は、各部分の間堂々として行はれ、(一)その初期は主として所屬敎徒への指南として經句そのものへ附註して與へられ、(二)後には註句を本文中に挿入し(この場合本經への竄入に止めたる)、本經は本經としておいて、別に註經を編入せるとあり、(三)他の類經に倣つて應用竄加し、(四)全然創作して聖典中へ編入する等、方法としては種々なる形式で講せられたると思はれる(これに就ては次下の所論を參照)。猶これに就ては阿毗曇文學の發達との關係、二藏乃至五藏等聖典の整理統一に伴へる事情等、顧慮すべき問題は存するけれども、今の主論には伴岐の質は免れぬから、他日の發表に際して注意を請ふことにおかう。

次に第二形式。これは寧ろ後世分教の原義の失旨若しくは普遍化したことに基づく竄入で、資料としても一見明瞭なるものがある。或は自然を意味する法といふ言葉の下へ、その法が何を意味するかを考へないで十二部名を加へたり「X<sub>12</sub>」、法歸依の法に十二部を加へたり「X<sub>12</sub>」、七佛の教法に九分十二部を數へたり「X<sub>12</sub>」するの類である。而してこれには、前にも云つた如くに、かの分教の表記形式が註釋形であるといふことが、事業を容易に行はしめた主因であると考へられる。

(七)資料の系統。以上の論考を基礎として、全資料の上に注意を注ぐと、そこに自らに一脉の系統が存することを知られる。即ち圖示すると次の如きものになる。



(八)有力なる出典の成立考。以上は大たい、本研究の結論を求むるに就ての豫備的過程の業績として、分教の古義若しくはその考案されたる目的等を知る上の、参考となるべき諸條件を考察したのであるが、猶ほ茲に重要な案件の一つとして、分教の成立年代を討究する上の、資料的研究が残されて居る。いふまでもなく現存佛敎學の資料に於ては、蓋然的には三藏を以て古資料とせねばならない。然るに存本の内容は幾多の改補竄改を経て居るものであるから、單にこの中に記載され居るといふ條件だけでは、直に三藏成立當初の年代にまで、その史的價値を保留せしめることは出来ぬのである。よつて今の場合も、その出典が果して三藏成立當初の文献價を有するや否やを、充分に究めておく必要がある。而しそれに就ては、全三藏中三十八典四十二據を數へるとはいふものゝ、資料價として(丙・丁)二類にあるものは價値薄く、文献内容の「〔B〕」以下にあるものは後世の新作、若しくは竄改補入であること明かであるから、若し此に精研を加ふとすれば、(甲乙)「〔A' A'' B. B' B'']」の二類四系の十一本を撰べば足りると思ふ。これらの諸本は、單に表面からでは、その成立年代を後世に下すことは困難で、普通にはその部傳成立當初よりのものとしていふものである。さりながら前に一言した如く、これらの資料は聖典分野としては中・増二編を出でず、文學としては殆んど阿毗曇型のものであるから、そこには、若し分敎説が部傳成立の頃より存したとせば、他の長雜編等の上にも必存すべく、また早き頃の抄本たる雜部 (Khuddaka-nikāya; sk. Kāṣṭhaka-piṭaka) 若しは



律藏などの上にも存すべきに、而も中・増二編より外に見えないということの資料的間隙と、三藏文學として最も後期にかゝる阿毗曇型であるということの理由からして、この中・増二編に含まれるものもまた、或は後世の新作追加でないかの疑がかゝるのである。よつてこの意味からも、これらの特殊資料を精研して見ることの必要が、充分に存すること、思はれる。殊に他の(丙・丁)二類〔B. 1. 1. 以下〕の諸資料の如きも、若し(甲・乙)二類四型の出典にして、その成立年時が所屬部傳の成立以後にあることが解るとすれば、殊更の批判を使用しないで、より確實に爾後成立(若しくは竄改補入)たることを證することが出来るであらう。よつてこゝには、資料中で最も尤なりと考へられる、二類四型の十一本に對してのみ試みることにする。

(1) A'。これに屬する出典は、經藏中の中阿善法(三二)・七知(卅二)・増阿卷三初經(卅四)・A. N. VII. 64(卅五)の一系四本である。この他に後世の竄加にかゝるものに小乘涅槃の二異本あり、論藏また集異門足論中に一典を有して居ること、前既に記いておいた。猶ほ大乘涅槃經(盈五・七三・四・五)にも引かれて居るが、比較研究上には注意すべき點がある。而して小乘涅槃を略抄竄加として別に見ると、他はほと同一原本よりの展開で、集異門足論の記事を最も整へりとし、餘はこれに潤飾を見る同一本となすべく、中に就て増阿のものは字句に稍變改がある。その内容は、知法・知義・知時・知量・自知・知衆・知人勝劣の七善人法(七法・七知・七妙法・七善法ともいふ)、原語 Satta sappurisa

dhamaṃ;— dhammaṇṇu, athaṇṇu, kālaṇṇu, mattaṇṇu, attaṇṇu, parisāṇṇu, puṅgalapaparāṇṇu) を注成して聞法修道の法要を明すものなるが、七善人法はその出典の古形を長阿十上經とその異譯十報法經、及び巴利本長部十上經 (Dasuttara-suttanta) に見、別に漢譯長阿衆集經及びその異譯大集法門經に見ないが、その巴利本たる長部衆集經 (saṅgīti-suttanta) 中に現れて居る。而して前に最も整へる出典として指名した集異門足論の性質たる、全く右衆集經の有部本を註釋したるに外ならぬこと、嘗て推尾博士によつて論證を得た(宗教界第十卷第五號)通りであるが、今博士の研究を依憑して私見を加へ、増一衆異法門を述ぶる聖典の發達系統を概觀してみる、蓋し七善人法の發生に關して、知り得るところがあるからである。

凡そ南北の三藏中で、増一文學に屬する聖典に長阿系に衆集・十上(共に異譯と巴利本あること如前掲)増一・三聚の四經、雜部に小誦 (Khuddakapāṭha)・如是語經 (Itivuttaka) の二經、論藏に集異門足論と人施設論の二論あり、更に増阿・増支がこの文學による大結集たるはいふまでもない。(この外に法數名集經 Dharmasāṅgraha の類あるも三藏聖典とはなし難し) 中に就て増阿・増支がその成立當初に比して甚だしき更改ありて、その古形の簡易であつたことは考へられるが、しかし猶ほこの種文學の大宗とするには餘りに整備せる觀があり、人施設論が校刊者リチャード・モリス博士 (Richard Morris) も注意したやうに、巴利本衆集經及び増支部に密接なる關係の存するは疑なきも、

時に文々句々の増支部のまゝなるものゝ多きと、衆集經が敎理を主とせるにこれの修道者を主として、その間編纂意志を異にする點などは、會々兩本の間には、直接關係がないのであつて、専ら増支部を仲介とするものなることを知り得べく、雜部の二經は後に多少述ぶるところある如く、可なり後世に於ける抄出經と信せられるものである。而して殘典中集異門が衆集經の類の註釋たるは前述したり、後は長阿系の四經に就てこの文學の源流を見るべきである。その中、現流巴利長部には増一・三聚の二經を欠くも、法藏部所傳の四分律には、長阿に關する記事中増一・増十・僧祇陀の三經を連ね、彌沙塞部所傳の五分律にも、亦この三經を擧げて居る。而して若し四分・五分・巴利の三律の聖典史的關係並に思想史的に三律所傳部派の關係を見る時は、或る時代にあつては、少くとも三聚經を除く他の三經が、諸部派に亘つて長部中に存したりと見るが正しいであらう。これを内容から檢すると、十上經は一法乃至十法の各法に就て、成・修・覺・滅・退・増・難解・生・知・證の十方面より法數を掲げて、いはゆる十上・増十の名を成し、この點漢譯衆集經の素朴なる増一文學なるに對しては、頗る發達の色あるは注意さるべく、これに對して、増一經は同じく一乃至十の各法によつて増上説述をなしてはゐるが、各法の加繫條目は成・修・覺・滅・證の五門であつて、宛も前者の半數となつて居る。その説處と縁起に差はあるが、思想開展の軌道上には、増廣若しくは略抄の關係あるは明かであらう。椎尾博士はこれに就て、巴利本傳はらざるの故に増一略抄説を暫定されるが、

併し前述の如く、諸部派通じて三經備はりゐたりとすれば、略抄の經を竄加したりと見るよりは、増廣の經を竄加しつゝ、その所依の舊本は猶ほ依然として存置したりと見る方が妥當でなからうか、たゞ巴利長部は廣本存すれば略本要なしとして、後世聖典整理の時代に（覺音傳説の前後の時代）、省いたものと思はれる。次に三聚經は諸部派に認められたか否かは判然せぬが、増一法に趣惡趣・趣善趣・趣涅槃の三門を立て、法門を集むる形式は、その趣向はゞ増一・十上の二經に類し、同じく衆集の素朴なる形式には遅るゝと見てよい。如上の研究過程は、大途衆集經が増一文學の源流なるを證するに充分ならんか。若しこの推論に誤錯がないとするならば、今所要の七知が漢譯衆集二本に缺けて、たゞ巴利衆集經にのみ存する事實は、甚だ注意すべきものとなつて來る。よつて更に衆集異本三經と集異門足論とを對比して、異本の間發達更改なきかを檢する要がある。而して各本その正宗分に十法あり、中に就て大集門は總計一一七法數五一七別法、衆集經は一二九法數五四〇別法、集異門足は二〇四法數八七七別法、巴利衆集經は二二九法數一〇〇七別法を數へ、順次法數の竄加發達を示すは明かだ、殊に巴利衆集經のその最たるは、その増支部の發展更改に並行して居る。若しこの間の法相の關係を表示せば、南方の三藏が如何に部派化と統一整理のために動搖しゐたかを證する一素とならんも、今は餘岐たるを免れぬから略しておかう。而してこれを以て見れば、衆集の古本としては、集異門足の所釋となつた有部本と、南傳の衆集巴利本とは、後世の増改を持つ故

取るを得ず、専ら長阿衆集と大集法門とによるのが穩當である。従つて巴利衆集の増廣偉大なるを見て、衆集の成立を増一・十上に遅るゝと見る椎尾博士の説は取るを得ず、漢譯衆集の原形が、獨り増一文學の發祥となることになる。然るに増一文學の發生は、忽如たるものとは思はれず、恐らく長阿遊行に見る七法・六法・五法・八法等の如く法數類聚の傾向先づ存し、これに四念處・四意斷・四神足・四禪・五根・五力・七覺意・賢聖八道等と法數次第して呼ぶ便宜を加味して、遂に増一習法の方法が出來たものと推定される。即ち滅後日に從ひて教法中心に教權を求め、遺法を暗記傳承するところが教徒至上の責任となり、此に種々なる暗記法が案出されて増一習法の形式を生み、次第に増擴更改されて、増阿・増支部の原形となつたのである。然り、如上の所論によつて漢譯衆集が少くとも巴利衆集及び長阿中の増一・十上等に比して古位にあることだけは充分に論證し得たと信するが、これによつて巴利衆集中にある七善人法は竄入であり、また漢巴の十上のそれは竄入ではないまでも、その經自體の遅るゝことは動くまい。若しそれ集異門中のその如きは、有部所依の衆集經中、當時既に七善人法の竄入があつたことを證するだけである。

次に眼を轉じて七善人法自體の發生理由を考察しやう。これに就ては、まづ法數なるものゝ起源とその發生の共通的根據を考へる要がある。近代の學者の殆んど定説とも見るべき傾向の一として四諦・十二因縁の如き佛陀の根本教理となれる重要な法數すらも、成道乃至初轉法輪に於ける即

時の發明とは考へられず、爾後四十五年間の試練整正の間に自らに組織づけられたものとなし（若しくは滅後の整理に歸するものすらあり）、かの二邊中道の八支聖道・四諦三轉十二行相・五比丘開解諸天讚稱等次第圓具して述ぶる轉法輪經（Dhammacakkā）すら、圓具の故に成立亦新しと見る學者すらあり、一面法數自體の記述に見るも、これに一連概括したる呼稱を附し、數目を以て呼ぶことは、後のことに屬する場合が多い。普通にはまづ、ある條目が屢々連鎖されて記述され、後に數目固定して該稱生ずるといふが一般である。而して法數の生ずるは多く教理を組織化し統一整理するに歸因すると見ねばならぬが、この場合まづ教理に關する條目より着手され、順次人事等に及びたるものと考へられる。而して後には、特種の聖典若しく法句等を研究する方法として、いはゆる科段分科を加へたものが、纏て法數に變ずる傾向も現れて來た。今の七善人法の如きは、直接教理に關連する法數ではなく、又人事行事に關するとしてもその典據殆んど求め難い。恐らく最後に擧げたる、科文より來たものではないかと思ふ。而してこれに就ては、類同法數たる如來五知と並考するが便である。如來五知は卑見の限り、巴利增支部五集にのみ出で、その成立亦後世にあるべしと思はれるものなるが、七善人法に比しては、知人勝劣と自知の二を除いて、餘の五目を一致するものである。たゞ此が修道者の條件として要求するに、彼は佛陀の轉法輪に關する徳目としてげらるゝ點に差異がある。而して轉法輪に關する佛徳を讚揚する法句に就て思ひ出さるゝは、南北

の三藏中少くとも三十回以上に亘つて屢引かれ、猶ほ且つ法華・涅槃等の大乘經中にも引用さるゝ、有名なる讚佛辭であるが、これには五知七善人法に類似する七善なる科段あり、訶梨跋摩に始まつて天台・章安等準用してゐる。更に右讚佛辭に類するものに、有名なる二比丘勿行一道の傳道訓あり、これらを綜考すればほゞ七善人法が、この傳道訓の科段たるを想像するに充分である。差に諸資料を圖表しやう。

七善

五知

七知

讚佛辭

傳道訓

自知

(應供・等正覺・明行足・善逝・世間解・無上士・調御人法者・天人師・覺者・世尊なる如來は世に出で給へり。)

比丘よ、我は人天一切の縛を脱したり。汝等も亦、人天一切の縛を脱したり。

知人

〃

彼は天・魔・梵・沙門・婆羅門を有するこの世界の人天の生類を、自ら知り自ら明らめて教化し給ふ。

比丘よ、遊行をなせ、多人の幸福・多人の利益・世間の憐愍の爲に、人天の利益幸福・安樂の爲に。同一(の道に)よつて二人行くこと勿れ。

時善

知時

〃

彼は初も善く中も善く終も善く、

比丘よ、初も善く中も善く終りも善く、

義善

知義

〃

義あり

義あり

悟善

〃

味あり、

味あり、

具足善

〃

全備

全備

清淨調柔善

知法

〃

淨潔なる

淨潔なる

獨法善

〃

法を説き、

法を説き、

梵行善

知量

知人勝劣

淨行を明す。

淨行を明せ。

有情の塵垢少く生れ聞かざして法に遠ざかれるあり。法の信受者とはならん。

但し今採用せるは讚佛辭を中部小象跡喻經 (culahatthipadopama-s. (M. N. vol. I. p. 179)・傳道訓を巴利律大品 (Vinayapiṭaka, mahāvagga, vol. I. p. 20—21) とするも、五知・七善人法の依憑となつた文辭が、果してこれと全同するかどうかは疑はしい。然りこの兩文は巴利三藏中のそれは、該聖典の特色として頗る統一ある訂正を見るから、諸典大差を見ないけれども、漢譯にあつては、その支那傳來の年代に差を見ると、四阿含が各所傳部派を異にするによつて、大體所收聖典によつて小異あり、跋摩の七善の所據たる初中後善義善語善獨法具足清淨調柔隨順梵行 (成實論三、善品、涅槃法華又少異あり) の引用句は別とするも、雜阿含卷二(辰二・一〇紙裏) に如來應供乃至佛世尊於諸世間乃至婆羅門中、大智能自證知我生已盡梵行已立所作已作自知不受後有、爲世說法初中後善、善義善味純一滿淨、梵行清白演說妙法といひ、長阿含種德經(長九・七六番裏) には如來乃至婆羅門中、自身作證爲他說法、上中下言皆悉真正、義味具足梵行清淨とするの類、また中阿・諸律典の引用にも相似の異を見る。傳道訓また巴利傳に小異があるが略するとして、兎に角今引用した巴利傳の文辭が最も古い形式を持つものとは速斷し難い。これを若し七善善人法自體の呼稱にも多少の異あり



長阿十上と十法報が、七知出據としては最古の位置にありながら（巴利衆集のものを竄入とするから）、好法・好義若しくは有法有解等と呼び、順序に於ても十上が好義第一好法第二とし、巴利傳は漢譯に諸傳等しく第三とする知時を第五として自知を第三に置き、その他第四第五の知量と自知が諸傳位置を一定せぬ如き、見來れば七善人法自體にも變異あつたことは豫想し得るから、最初傳道訓の科段として刻まれたる項目も、更に他の條件に應用せられて順位の整頓と名目の變改があつたと見てもよいであらう。既に據文と科段の上に變移を認めるとするのらば、上掲對照表に於ける多少の無理も許されやう。殊に集異門足論等に見ゆる七知解の如きは、たとへ七知を以て傳道訓の科解と見るべく餘りに距たれるものありとせんも、そは偶ま七知が七善人法の意義にまで應用轉改せしめられた以後のものとするれば通理し易い。

如上の諸問題を取纏めると、ほゞ次のやうな結論を得る。(一)増一文學の最古形は長阿衆集經の類に見られ、これが發生は遊行經等に見ゆる如き數によつて法相名目を類聚する傾向を前提とすべく、而も衆集經に於ても遊行經に於ても未だ七善人法が見わてゐない(異本中に存するは竄入)。(二)七善人法がその所出經の成立當初から存したと見得るものは、A四經は別として、長阿十上經のみなるが、而もこの經は長阿増一經を擴増したるものであり、衆集經に比しては甚だしき發達を見る。よつて長阿結集以後に成立したるを、經の所屬を求めて類經を衆集に得、よつて長阿中に追纂したる

ものと思はれる。追纂削除の例の多きは、寧ろ印度思想界特に佛典に於ける特色で、更に不思議とすべきものでない。(三)以上の二理由によつて七善人法の發生の遅るゝは確實なるべく、これを注成したるA'四經の如きは更に遅るべき性質にあり。(四)他面七知の發生は傳道訓の科解に始まると想像し得る根據あり、前二項の理由を助成し得。——以上の理由に基いて、予はA'四經が中・増二阿含中にあるを以て後世の追纂なりと斷定したい。これを更に證するものに三方面あり、一はこの聖典は本來上座教權の保有を目的として造られたるものなること。二はこの聖典所屬が中・増二部傳に跨れること。三は集異門足論の記事に比して發達ありと見得ること。第一理由としてはその第五自知の中阿本には傳承即ち阿含の尊重を數へ、第七知人勝劣の諸本の釋は、皆古經に問佛問法を尙ぶを敬比丘問法を勸めることである。これその成立の因由を自らにして語るもの、到底教團分裂以前未だ佛陀に對する感情の熾烈なる時代にあり得べき思想ではない、必ずや分裂の風潮旺んにして上座教權の牢固を要求された時代の産と思はれる。第二理由の事實は前に述べたが、若し第二理由を背景として批判するならば、四部傳成立以後に集異門足論に類する註經存して、これを或る部派は中阿中部に、或る部派は増阿・増支部中に追纂したものと想定出來やう。第三理由は左の如く兩者内容の比較に基くものである。即ち異本に就て増阿・増支部本は各小異あり、少くとも集異門足論との比較に於ては、中阿本若しくは七知經によるが便である。今は中阿本に基く。(小異といふも文

字の如くで、僅かに字句上の修正限度なるはいふまでもない。更に論經比較に於て最も注意すべきは第一知法と第七知人勝劣及び法相定義の有無で、その餘の五知に就てはほゞ全致をいふに支障ない。

集異門足論

知法 正了知如來教法、謂契經——論義

知人 正了知精特伽羅德行勝劣、謂如是如是補特伽羅有如是

如是靈行或勝或劣

中阿善法經

知法所謂正經——說義

- (1) 知有二種人、有信有不信、若久耆勝、不信者爲不知、
- (2) 往見比丘、不往見、(3) 禮敬比丘、不禮敬、(4) 問經、不問、(5) 聽經、不聽、(6) 持法、不持、(7) 觀義、不觀、
- (8) 知法知義向法次法隨順於法如法行之、不……(以上各項に有を勝、不を劣とせり)
- (9) 自饒益亦饒他饒益多人感傷世間爲天爲人求義及饒益求安隱快樂、不……
- 若自饒益……求安樂快樂者、此人於彼人中爲極第一
- 爲大爲上爲最爲勝爲尊爲妙(下略)

定義 妙謂善士此是彼法、故名妙法、謂此諸法唯善士邊可獲

可得、此是彼士所現有故名妙法。

右の對照表に於て中阿の知法は dhammami jantū の譯たるはいふまでもないが、この場合單に知

法とするよりも論本の如く知如來教法 (Tathāgata desitū dhamaṃ jānāti) として分教を示した方が、形式としては整へるものと思はれる。しかし、二者が具略の差なるは云ふまでもない。次に知人勝劣の比較に於ては、論はまづ正了知補特伽羅德行勝劣と該括定義して後に如是如是と抽象的に説明し、經は定義を缺いて直ちに論の如是如是を九門二種人で例説し、頗る具體註釋的で、而も全體としては論に比して整調がない。而して整調の有無たとへ且く別に眺むるも、具體抽象に示さるる廣略には批判を要する。但し廣略の當相のみでは、何れを先後とするも理路は立つべく、畢竟水掛論が落ちもならうが、而も出典の性質のには、依然始原的なるか應用的なるかの偽り難いものがある筈である。よつて此にはこの方面からその先後を考察しやう。まづ經が論に比して全體としてその文學に整調なきは確實である。而も古朴を以て稱すべき質ではなくて、註釋演加の色あるは蓋ひ難い。必ずやその先出典據を豫想し得べき餘地はあらう。殊に知人勝劣の釋の如きは、單に精記なる點で經の主要部をなすのみでなく、最後に醜酬の五味喩を擧げて比丘隨逐の修道者を極讚する如き、この經の讀者に求めんとする意志の那邊にあるかを語つて充分であり、かつその所讚の人物が、自ら饒益し亦他をも饒益し多人を饒益し世間を感傷し天の爲め人の爲め義及び饒益を求め安穩快樂を求む(前引讚佛辭及び道道訓の文と對比せよ)、といふに至つては、單に知人勝劣の釋たるに止まらないで、遂に七善人法釋全體の總結の觀をなし かの七知所據の傳道訓を背景として、上座教

權の獎勵を説く意志實に明瞭なるものがある。若し二種人九門の類文を求むれば、更にその注成經の特色を明らかにするもの存するも、あまりに繁なれば此には省くが、しかし如上の所説がほゞ本經が決して始原的なものでないということだけは、充分に證するものと思ふ。これに反して論文は、終始整調あつて始原性あり、かつ經の如く七善人法の註釋以外に特別の要求も目的も持つてゐない。更にこの論は他の聖典よりの引文に就いては、忠實にその典據を示して經律論の名を擧げ、その具體名稱の附し難きものには(例へば雜阿・增阿中の單經の如き)、世尊説・契經説等となせるに、今の七善人法に就ては更に典據を云はず引用の風格がない。この點より見ても、その始原性が證し得られる。かく經に獨自性なく論に始原性を認め得るとするならば、果して七知經類が本論によつて成立したものと云ひ得るであらうか。さはれ、本論製出前後の時代に、口説相論じての七知の釋がなかつたとも斷じ得ぬから、直にこの斷定を下すことは困難で、且らく保有する要がある。たゞこの研究の歸決としては、若し分敎發生の年代を論ずとすれば、今の經は標準とはならず、寧ろ論の方には有力なる秘鍵があるといふことだけは、確かに云ひ得ることである。以上大體A'系の出典を批評し已る。次に、

(2) A'。これに屬するは増一阿含第十七卷の終經(譯二)と、巴利增支部四集第一〇二經(譯三)で、別  
に後者の同第一〇七經(譯四)が譬喩を異にするのみで結構全一し、更にそのまゝが人施設論(譯五)

に引かれて居り、更に第一〇二經の中から分教記事だけを除いたものが、右人施設論の中に前者と相列んで現れて居ること前に記した。然るに一致と見ゆる第一〇二經の漢巴兩傳にも重大なる差異があり、若しこれらの諸本を對比檢覈する時は、意外なる事實が発見される。今左に、一〇二經と一〇七經（及びその論本）とは、前者が四種雲喩（cattaro valahakūpanā）を云ふに後者は四種承喩（cattaro musikūpanā）をいふ以外、喩顯の内容が全然同一であるから、後者を除いて、餘の三本を對表しやう。

増支部本

人論本

増阿本

比丘等よ、此に四種の雲あり、四種とは何ぞや。雷して雨らず、乃至雷して且つ雨るとなり。比丘等よ、これ四種の雲なり。

四種雲——雷して雨らず、雨りて雷せず、雷し且つ雨り、雷せず雨らず。

告諸比丘、有四種雲、云何爲四、或有雲雷而不雨、或有雲雨而不雷、或有雲亦雨亦雷、或有雲亦不雨亦不雷、是謂四種雲。

比丘等よ、是の如くこの雲に似たる四種の人ありて世に存す。……

是の如くこの雲に似たる四種の人ありて世に存す。……

世間四種人而像雲……

（初句略）

（//）

（//）

（第二句）比丘等よ、人ありて雨りて雷せずとは云何。

あり雨りて雷せずとは云何。

（//）彼云何人雨而不雷。

比丘等よ、此に一人あり、法を完習

此に一人あり、不言實行す。

せず、(法とは所謂)契經……廣破

なり。彼これを苦なりと如實に知り、

乃至、苦滅を越く道なり似如實に知

る。

是の如きは比丘等よ、雨りて雷せず、

是の如き人は、雨りて雷せず、宛もか

宛も比丘等よ、かの「雲の雨らして

の雲の雨らして雷せざるが如き、それ

雷せざるが如き、それにも似たる」

にも似たる人なりとす。

人なりとす。

是謂此人雨而不雷  
契經……未曾有法、  
然從他承受、亦不妄失、好興善知識相隨、亦好與他說法。

右三本に就き、論本は法の完習を云はず九分を出さず、たゞ一致を見るは譬喩のみなるも、審さに喩顯の意義を考察すれば、却つて經本に原據たるの性質がある。即ち言行四句の分別を、經の巴利本にあつては通習を言とし四諦知を行とし、漢傳本にあつては聞誦行を言とし舉止說法の類を行として對配すれば、固よりその間發達變移と喩顯轉化の跡あつて、多少の無理は生ずるけれども、ほぼ始原形式を論本に歸一し得るものが存するのである。而もこの事實は、更に別途に於て論の價值を保證し得るのと相俟つて、經の成立に對して重要なる規矩となる。まづそれに就ては、經自體の

批判から始めやう。

經の漢譯本は、巴利本に比すれば高聲誦習・善諷誦讀等の文句存して改竄の色を呈するも、これらは後の訂正と見ればよいのであつて、必ずしもその成立の根本にまで遡ぼらせる材料とはならぬであらう。寧ろ注意すべきは、經全體の記述に統一を缺くことで、これは註釋の竄入を豫想せしめるものである。即ち初句に於ては他の三句に存する顔色端正乃至皆悉具知の一句を缺き、また第四句と共に高聲誦習の前後に多聞と修行とを缺いてゐるが（對照表に初諭を略したるはこのため）、これらは他の諭では四句分別の主素となるものであるから、その存在することが經意全體に價値あるとないに關はらず、存すべくば四句共に存すべき性質のものである。殊に第四句に於ては有一人顔色端正乃至亦悉具知、好喜學問所受不失、亦好與他說法勸進他人令使承受として全然十二分教を出してゐぬにも關はらず、經意充分に詮顯を得て居ることである。これらの事實は、經句もど論本の態裁で、分教記事を持たぬものであつたのを、時に古註 (old aṭṭhakatā) が基となつて竄改されたるものと解釋し得るものである。

次にその巴利經は、法の完習を云つて九分を出し、九分完習の結果として四諦知の有無を論ずるものなるが、その完習は原語 *pariyāpanāti* で、熟練・精通・完全に知る・充分に學ぶ等の意味を有し、漢譯本で誦習といふのも、或はこの佛教梵語たる *pariyāpanoti* (この語 *Divyāradāna* の中に見ゆ



の譯ではないかと思はれる。而して成語としては *dhammaṃ p, buddhavaṇṇaṇaṃ p, nikkāyaṃ p, parittaṃ, pariyāpucchāti* となり、即ち法・佛教・尼柯耶・護呪聖典に關係してゐるけれど、その佛教とす  
 をは解脱道論 (*Visuddhimagga*) 釋論 (*Niddesa*) 等に出づるだけで古典では現れず、尼柯耶・呪典と  
 するは律書に限る。一般的なるはたゞ法のみである。併しその法と雖も、卑見の限り、殆んど聖典  
 を意味する場合が多いやうである。従つてその意味も縦に深く窮めるといふよりは、横に廣く渉る  
 と見る方がよいのではなからうか。更にこの語の用途としては、聞法・持法・尋義・隨法行 (*dhammaṃ,  
 suṇāti, dhammaṃ dhāreti, athaṃ upaparikkhatī, dhammānuddhammaṃ patipajjati*) 等、部派分裂の旺  
 んにして質實の風漸く薄らがんとした時代に喚稱された熟字と、關連することの多いのも注意し得  
 られる。故にガイガー教授はこの語に就て、聖典の記憶を適當にする習癖をつくる爲の教法の研習  
 と解釋を與へてゐるのであるが (*W. Geiger: Pāli Dhama. p. 48*) 實に至言とらつてよごであらう。  
 従つて聖典用語としては同種の用語 *janāti* に遅れ、その内的意義を擴充したものと云つてよい (覺  
 音は長部中のこの語を *janāti* の意味に見てゐる例あり、*Sumaṅgala Vīṭāsini, vol. I. p. 117*)。猶ほこ  
 の語の論證には多方面の考察と渉材を要するも、あまりに多岐に亘るの恐れがあるから略するとし  
 て、兎に角後世所出の語となし得る點は確實である。若しさうだとすれば、今の經文中、九分を内  
 客とする法に従屬するはよいとして、これが得果として四諦知を出すは如何であらうか。たとへ不

合理でないまでも、漢譯が求義持法と與他說法をいふに比しては疎しとせねばならぬであらう。他面この經には四諦知の記述は苦知と道知を擧げて他の集滅二知を乃至 (Peyyā) してゐるが、これを類經第一〇七經に見るに同じく乃至となり居り、共に他に依準典據のあるを豫想せしめるが、果して後者の論本には具記して居るのであつて、却つて論本の完體を證明してゐる。更に論本の完體なるはこれのみでなく、第一〇七經が九分教をすら契經乃至廣破なりと略記して居り、論に於てその具記を見得るのである。若しこれに第一〇七經が第一〇二經の類經なること、及び漢譯中に對本を有せぬこと等を配考すれば、經本は論本による竄加か、さもなくば經論共に或る種本より承け繼いだものと云ひ得るであらう。その種本とは、私考によれば、もと増阿(増支部)中に存したる論の四種雲喻分別の原本に附せられたる古註であつて、右増阿原本はその本來の形を論中に纔かに殘して、經自體としてはその古註を受け入れて現存増阿本の形に變じ、一方その古註自體を應用して第一〇七經の如き論本が出来、その論本は聖典の整理に際して増支部中に竄入せられ、それと同時にこれを基として、再度經本(即ち第一〇二經)の訂竄が行はれたものと信せられる。A<sup>11</sup>二經の史的剖判はほゞ上述の私考となつた。

(3) AB。これに屬するは中阿心經(卅一)・増支部四集第一八六經(卅二)の二經とその單行譯本の意經(卅三)とである。この經の漢巴所屬を異にするのも、亦前の七知經の如く元來註經(恐らく Niddesa

の類)として存在したものが、後に經藏中へ追編されたためと思はれる。その註經たるは經の内容が明かに證明してゐる。即ち經の説相に五段あり、第五段を除いて餘は聞佛所說歡喜奉行を以て段落とし問曰を以て始まつてゐる。但し巴利本にこれを缺くのは、偶ま巴利本が修正に富むことを證するもので、漢傳二本が一致すると、かくの如き言葉が殊更に後より追竄し得るものでないことは、完全にこれが註經たるを自白するものと云つてよい。その第一段は雜阿三十六卷十七經(辰四・六表)・相應部 (vol. I. p. 35) に出づる天問偈、心持世間去、心拘引世間 (cīna loko nīyati, cīna parissati) の類を基として、法要を説くものなるが、その歸決として多聞聖弟子の推賞となり、第二段に於ける多聞の解の端を開く。但し巴利本はこの推賞を缺く爲めに忽ち見れば第一段と第二段との間に連絡を缺くやうにも見ゆるが、こは經句整理の際に誤つて除去したと見るべきで、これを缺いては統制を缺いて滅裂となる。次に第二段に移つて多聞の解となり、比丘よ、我によつて説かれたる多くの法あり、(即ち)契經乃至廣破なり。比丘よ、若し四句偈おほしにおいて (catuppādaya sūthya) 義を知り法を知りつゝ如法隨法の行あらば、宜しく多聞持法なりと云ふべし、とあり、此に四句偈といふは聖典敎會の巴英辭典には a stanza (śloka) of four half-lines とするも意義明かならず、恐らく知義・知法・如法・隨法行の四をいふのであらうと思はれる。(巴利には如法隨法行を一成語とするも、漢譯にあつては知義・知法・趣法向法・趣順梵行とす。諸本によつて多少の異なるも、大體こ

れが代表の形式である。巴利の現形には多少の變形ありとなすべきか。而してこの四句を連ぬるものは卑見の限り、經藏では増支部のみのやうであるから、四句一連の成句も新しいことに相違ない。この事實は更に他面、この四句偈を擧げて多聞の解とする、表中の「*ḍḍi*」で示した巴利經論の二典を合せて、次のやうな斷定を造らせる。即ち、元來この經はもこの經の第一段の所依分たる雜阿(雜支部)の天問偈の古註であつたのを、一方そのまゝに中阿若しくは増支部中に竄入保存を策すると共に、その一部即ち多聞解の一段だけが獨立して「*ḍḍi*」の論本となり、論本は再び經に歸入して「*ḍḍi*」の經本となつた、即ち前項のそれとは同じき徑路を豫想し得るものであらう。かくてこの經は科段に見らるゝ形式以外にも、内容に猶ほ註經としては認し得る形跡があると思られるのである。

(4) *AB'*。これに屬するは中阿含の阿梨叱經(中)と中部の蛇喻經(中)の二經である。その所説、阿梨叱(*Ariṣṭa*)なる比丘が惡見を起して、吾れ世尊によつて話されたる障礙法たりとも、宜しく實行して支障なかるべしと、世尊の説法したまへるを知れり、と放言したるを動因として、解義受持に關する法要を彙集的に説く經なるが、經全體としては創作的着色を見得るとするも、而も問題の中心たる惡見説誡の事實だけは、在世時の逸傳とするに支障ない問題である。但し問題が教權の確保に由縁の多いため、この種の聖典が後世部派長老の着目となつたことは必然で、これに伴ふて必

要なる範圍の改竄が行はれたらうとは、まづ以て首肯し得る點である。今所要の分敎の出據は、諸比丘敎誡に移る第一段で、説法を聞いてこれを解義受持するに四種の態度ありとして四句分別をなす中に含まれて居るが、この項の阿毗曇的なるはいふまでもない。恐らく最初は、顛倒して義及び文を受解すること勿れ（この文巴利本には見ざるも、これを有する漢譯の記述が自然である）と云へる敎誡に對する研究的註釋たりしものが、遂に本文にまで食ひこんだものと思はれる。その註釋の基本形式は前々項に云へる「A'」系の分別にあつたらうことは、内容の比較によつて考へられるが、その間顛倒受解の所釋の主體に伴ふ變形あるはいふまでもない。猶ほかゝる徑路による竄改を證するものは、增阿四十八卷の第八經である。この經には中阿含牟犁群那經及び中部カカチユーバマ・スッタの二異本が存するけれど、二異本との一致を見るは、たゞ首部のみである。即ち茂羅破群 (Moliyaphaguna) 比丘が多く比丘尼達と長時間密會してゐたるに對して批難生じ、この批難に對して茂羅破群は、我如來所説の敎誡を解するに犯淫あるとも言ふには足らず、と答へ（この答文とそれに對す諸比丘の抗議は二異本になし）たるによつて、遂に佛の裁直敎誡を受くることゝなり、佛始めに茂羅破群を敎誡し、次に一般比丘への敎誡となる（構想頗る前の阿黎比經に類することと注意すべし）、その茂羅破群への敎誡の一段までが一致を見るのであつて、次下は本經と二異本と甚だしく趣きを異にし出し、本經は却つて前出阿黎比經の受解四句分別の項に類同するやうになつ

てゐる。この點から察すると、この種異解異見に關する記述には、何等かの目的によつて受解四句分別の類を採用して、教權に備へる要があつたものと想定出来るが、恐らく教團分裂の豫防と教權統一の要求が、その目的であつたらうと考へられる。この點より見て、かの「A」系や「B」系の求道規範が、隨處に應用されたる動かない事實としてよい。若しそれ阿黎叱經が同じ中部聖典に於て一致を見るの事實の如き、所傳部派を異にする聖典としては偶然の一致とも云はれやう、その更に所傳部派を異にする増阿茂羅破群經が、別に同一事件を主題とする異本を有しつゝ、而も問題の一段だけが彼に同ずる事實は、雄辯にこれを證するものである。肯て削除を拒むほど古典的な材料でない。少くとも分教出據の部分の記述にあつては、「A」乃至「B」以上に獨自性を有するものではないから、今分教出據にのみ問題を限るとすれば、一さう確實にその史料性を殺ぎ得るものである。以上經律二藏中の最も有なりと考へらるゝ出典の成立過程を一瞥したのであるが、その結果としては、少くとも部傳の成立當初にまで遡り得るものは一本としてなく、寧ろ論藏の出典中に、より權威の認め得るものを發見し得る結果となつた。この事實は、次章に於て分教の成立及び發達過程を考查する基礎條件として、極めて重要な役目を持つものであることはいふまでもない。

附記。本誌前號に載せた本論文(上)の中で、六三頁の備考一三の下、宇井博士の「原始佛教資料論」を評する文中、博士の九分古典說の中心をなす點を椎尾博士の「根本聖典に就て」に依準せらるゝように記した部分は、全く筆者の粗漏に基く謬筆で、實に申譯のない次第であつた。何れ本稿は改筆出版の豫定であるから、その際には具體的訂正を加へる豫定であるが、此には且

らく、右備考一三の全文を削除することにして、謹んで博士並びに讀者諸氏の御寛恕を請うておきたい。思うに本論文は或る目的のために起草し、その清稿(可なり訂改に富むもの)はその目的の方に使用して手許にはなく、而もその清稿後にも幾多の推敲を加へたき點や、二三の追考したい論材等をも氣附いて居るので、實は改めて他の關聯する諸問題(例へば結集史論や三藏の成立及び變改考、乃至聖典言語學に關する雜考等)と合せて起草したい豫定であつたが、編輯子の熱心なる勸誘にほだされつい迂闊に發表をうけがつて了つた。しかし學究に縁あつてないような終日の勞務に追はれる自分としては、改筆の豫暇などは到底思まれず、後の悔を豫想しつゝ殆んど備忘録に等しい草稿に文飾程度の手入を加へて、倉皇として編輯締切に間に合せたやうな譯である。この(中篇)を出すに際しても、この遺憾は前回に比しより熾然ではあつたが、しかし本年度内に完結して欲しいとの編輯員からの注文と、時宛も轉職の繁忙を抱いて居る事情とで、またも草稿のまゝを提出して、この缺陷を補う期を逸して了つた。こは自らとしても固より満足し得ることではないが、殊に學界に對して本誌の權威に對しては、より慚恥の念を深く感ずる。ともあれ、訂補を要するものは右備考の一件のみでなく、他にも多々存するのであるが、何れ改筆の期あるべきを約して寛讀を拜請しておく。

猶ほ三藏出典資料としてはこの草稿製作以後に、日暮學士の注意によつて西藏聖典中の大空經の一典あるを發見したが、嘗つて清稿中に如へて置きながら今その抄録した手控を探得ぬため、こゝに採用し得なかつたことを残念に思ふ。而し漢巴の異本によつても知らるゝ如く後世の竄入で、確か〔Xc.〕と同質のものだつたと記應する。